

第 79 号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例
熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和28年政令第229号」の次に「。以下「令」という」を加える。
別表第1第5項第2号中「次表」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2第1項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1項第1号において同じ。）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

（4）飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

別表第2第1項を次のように改める。

1 飲食店営業

- （1）自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- （2）従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
 - イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止すること

ができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。